

下 総 第 8 7 6 号
令和4年(2022年)7月22日

下関市監査委員 今 井 弘 文 様
同 秋 森 和 也 様
同 香 川 昌 則 様
同 小 熊 坂 孝 司 様

下関市長 前 田 晋太郎

指定管理者監査及び随時監査の結果に関する報告に係る措置の通知について

令和2年12月25日付け監査報告第22号により提出のありました指定管理者監査及び随時監査の結果に関する報告書において、改善が必要な事項として指摘のありました事項等について、別添のとおり改善措置を講じましたので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定により通知します。

監査の結果に基づき講じた改善措置

観光スポーツ文化部スポーツ振興課
市民部まちづくり政策課
豊浦総合支所地域政策課

観光スポーツ文化部スポーツ振興課

下関北運動公園内体育施設（3施設）について

[指摘事項]

- (6) 指定管理者は、市が指定した期日までに年間事業計画書を提出していなかった。適正に事務処理するよう、指定管理者を指導されたい。

(改善措置状況)

年度協定書に基づき、適正に事務処理を行うよう、令和3年2月18日付け文書により指導した。指導後、令和3年度の年間事業計画書について、指定した期日までに提出されたことを確認した。

あわせて、管理運營業務に必要な事務手続等について、手続漏れがないよう双方において、基本協定書の読み合わせを行い内容を確認した。

- ※指摘事項(1)から(5)まで及び意見(1)については、令和4年1月6日付け下総第10号の文書において措置状況を報告済みである。

市民部まちづくり政策課

しものせき市民活動センターについて

[指摘事項]

- (1) 施設の使用許可に関して、以下の不適切な事務処理があった。適正に施設を管理するよう、指定管理者を指導されたい。

ア ロッカーやメールボックスを使用しようとする者は、しものせき市民活動センターの設置等に関する条例（以下「設置条例」という。）第7条により、あらかじめ許可を受けなければならないが、指定管理者が事後に許可をしている事例（令和2年4月からの使用に対して、同年6月に許可をしている事例など）が多数あった。

イ 指定管理施設に設置されたチラシスタンドを使用しようとする者は、しものせき市民活動センターの設置等に関する条例施行規則に規定する様式により、設置条例第7条に規定する許可を受けなければならないが、指定管理者は規定された許可の手続きを行わず、独自の申込書を提出させ、適当であればチラシを預かる

という運用をしていた。

(改善措置状況)

ア 令和3年1月25日に実施した連絡調整会議において、適切に事務処理を行うよう、指定管理者に指導した。指導後、実地にて申請・許可に係る事務処理が適切に処理されていることを確認した。

イ 令和3年1月25日に実施した連絡調整会議において、設置条例施行規則に規定する様式により申請及び許可の手続きを行うよう、指定管理者に指導した。指導後、14件の申請があり、いずれも設置条例施行規則に定める様式により申請していることを確認した。

[指摘事項]

- (2) 指定管理者が自主事業の会場として市民活動センターの施設を使用した場合に、自己に対する使用許可の手続きや使用料の納付をしていない事例があった。適正に事務処理するよう指定管理者を指導するとともに、自主事業の実施状況を適切に把握されたい。

(改善措置状況)

令和3年1月25日に実施した連絡調整会議において、自主事業の実施について適正に事務処理を行うよう指定管理者を指導し、対象となる案件を整理するよう指示した。その結果に基づき、指定管理者が自主事業として使用した件数を確認し、令和3年2月に指定管理者から使用料を徴収した。今後も自主事業の実施が予定される場合は、指定管理者から報告を聴取するとともに、事前の承認、使用許可の手続など適切に事務処理が行われているか確認を行う。

[指摘事項]

- (3) 基本協定書第24条第6項及び別紙2により、指定管理者は備品等（Ⅰ種）（市が購入又は調達し、指定管理者に貸与する物品）及び備品等（Ⅱ種）（指定管理者が購入又は調達する物品）を台帳に記載して管理することとされているが、これらの台帳を備えていなかった。適正に物品を管理するよう、指定管理者を指導されたい。

(改善措置状況)

指定管理者が備品等（Ⅰ種）及び備品等（Ⅱ種）の台帳を備えたことを確認した。また、令和3年1月25日に実施した連絡調整会議において、適正に物品を管理するよう、指定管理者に指導した。

[指摘事項]

- (4) 基本協定書第53条第2項により、指定管理者が自主事業を実施する場合は、事前に市の承諾を受けなければならないが、承諾を

受けずに自主事業を実施した事例があった。適正に事務処理するよう、指定管理者を指導されたい。

(改善措置状況)

令和3年1月25日に実施した連絡調整会議において、適正に事務処理するよう、指定管理者に指導した。

なお、指導後、自主事業は実施されていないが、定期的な連絡調整会議において自主事業を行う予定があるか情報収集しており、実施の際は適切に事務処理されているか確認する予定である。

[指摘事項]

- (5) 指定管理施設に配置されているインクジェットプリンターは、基本協定書別記2により、市が購入又は調達する「備品等（Ⅰ種）」とされ、当初は市がリース契約により調達していたが、市と業者とのリース契約が終了したことを機に、リースされていた現品を指定管理者が買い取り、基本協定書に反して、現在インクジェットプリンターは指定管理者が購入又は調達する「備品等（Ⅱ種）」として管理されている。さらに、当該インクジェットプリンターは、設置条例において附属設備として規定され、使用料も設定されている物品であり、市がその所有権等の権原を保有する必要があることから、指定管理者が所有している現状は不適正である。適正な状態となるよう措置されたい。

(改善措置状況)

指定管理者が所有するインクジェットプリンターを令和2年1月に買い取り、市が所有権を保有した。以後、指定管理者は同物品を「備品等（Ⅰ種）」として管理していることを確認した。

豊浦総合支所地域政策課

下関市川棚温泉交流センターについて

[指摘事項]

- (1) 指定管理者が自主事業を実施する場合は、基本協定書第53条第2項により、事前に市の承諾を受けなければならないが、指定管理者は、同項により市に提出した自主事業計画書にⅡ種・Ⅲ種の備品(グランドピアノ(Ⅲ種)、カフェ設備一式(Ⅲ種)、ステージ照明機材(Ⅲ種)、スクリーン(Ⅱ種・Ⅲ種)など)の貸付及び自動販売機の設置を記載しておらず、結果として事前に市の承諾を受けることなく、これらの事業を実施していた。適正に事務処理するよう指定管理者を指導するとともに、自主事業の実施状況や内容を適切に把握されたい。

(改善措置状況)

今回の指摘を受け、指定管理者から、令和3年3月22日付けで、「令和2年度自主事業計画書【変更】」を市に提出させ、自主事業の内容に備品の貸付及び自動販売機の設置が記載されていることを確認した。

また、令和3年度自主事業計画書においても、当該内容が遺漏なく記載されていることを確認している。

引き続き、適正な事務処理について指定管理者を指導するとともに、市においても自主事業の実施状況や内容を適切に把握する。

[意見]

- (1) 令和元年度における指定管理業務の収支は、大幅な黒字である。指定管理料の算定が適正か検討されたい。

(改善措置状況)

令和元年度における指定管理業務の収支が大幅な黒字となった主な要因は、職員1人の勤務形態が常勤から非常勤に変更となり、人件費に係る支出が減少したという特殊な要因によるものであった。

令和2年度については、老朽化の進む設備の修繕が多発するとの想定から、修繕料を増額した。さらに、課題となっていた野鳥糞害への対策や、施設来場者増を目的とした集客事業に係る委託費用も新たに計上している。一方、前年度実績を考慮しつつ必要な事業の実施のために予算配分の見直しも行われている。その結果、大幅な黒字の減となった。

令和3年度については、引き続き設備の修繕への対応を鑑み修繕料を据え置き、一方、前年度完了した野鳥糞害防止対策委託等に係る費用を原資として、集客を強化するための委託費用を増額するとともに、前年度実績を考慮しつつ、予算配分の見直しも行われている。

以上のことから、指定管理料の額については適切に算定されていると判断している。

[意見]

- (2) 令和2年度の指定管理料算定資料として、指定管理者から提出された令和2年度経費計画書の計画額と、平成31年度予算額とを比較すると、一部の費目において、その計上額に大きな増減が見られたにもかかわらず、所管課は、その増減理由について精査及び確認をしていなかった。チェック体制を強化し、適正な指定管理料の算定に努められたい。

(改善措置状況)

本案件は、厚生費に係る職員の社会保険料について、本来であれば事業所負担分のみを計上しなければならないところを、誤って本人負担分まで

計上していたものであったことから、令和3年3月22日付けで正しい内容に変更した経費計画書を提出させた。

今後、次年度の経費計画書が提出された際には、必ず現年度の経費計画書と比較し、増減が著しい費目を含め、全ての費目の内容について指定管理者に確認する等のチェック体制の強化を行い、経費計画書の精査及び確認を行う。

なお、令和3年度の経費計画書について、令和2年度の経費計画書との比較を行い、内容の精査及び確認を行っている。

以上